平成２５年（フ）第３６号
青森県弘前市大字堅田５丁目７番地６
破産者　坪田　伸幸
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第２号
茨城県日立市久慈町１丁目20番18号
破産者　宮田　恭子
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１５８６号
さいたま市浦和区神明２丁目８番17―206号
破産者　酒井トミ子
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３５１号
さいたま市緑区大字大間木409番地１　グリーンビレッジＣ―103
破産者　佐藤　　卓
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２０１号
千葉県香取郡多古町高津原814番地６
破産者　伊藤　三平
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第５８５号
横浜市保土ケ谷区上菅田町1630番地　千丸台アパートＡ棟105号
破産者　金丸　和彦
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６６１号
東京都墨田区太平２丁目13番６―302号、申立時の住所横浜市栄区若竹町11番13号　パラヴェーラⅠ102号
破産者　服部龍之介
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６４５２号
大阪市平野区瓜破東２丁目11―12　瓜破アーバンライフ108号室、開始決定時の住所大阪市平野区瓜破東２丁目10番28―1101号
破産者　酒井　　功
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６３号
大阪市住吉区帝塚山西１―１―24―203、住民票上の住所大阪市住之江区粉浜西２丁目３番44号
破産者　三ツ山　敏
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３２号
大阪府池田市五月丘２丁目５番111―504号
破産者　田中　正雄
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０４号
大阪府東大阪市柏田東町７番21号　ラ・リベルテ南館203、前住所大阪市平野区流町１丁目１番５号　コーポラス丸三５―Ｃ
破産者　川野　弘道
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０６５号
大阪府寝屋川市音羽町２番12―503号
破産者　大橋　征子
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８０２号
大阪市淀川区西中島６丁目３番13―３Ａ号
破産者　池永　正純
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２０５号
広島市東区二葉の里１丁目２番35―441号
破産者　松﨑　鉄男
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２７８号
広島市佐伯区八幡東２丁目11番12号
破産者　藤田　能朗
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２９号
福岡県田川市桜町12番28号、前住所福岡県田川市西本町４番49号
破産者　福田　知史
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第１６号
福岡県田川市丸山町５番９号
破産者　岡部　劭一
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第９０６号
埼玉県戸田市大字新曽545番地の１　ルーブル１―102号室、開始決定時の住所仙台市宮城野区原町２丁目８番８号　ＫＣハイツⅡ―201
破産者　小俣　和明
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係